

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【中川村】

(令和6年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)		○	建設環境課	0265-88-3001	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	保健福祉課	0265-88-3001	
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)	○		住民税務課	0265-88-3001	委任状の作成に代えて、届出受領証等の提示により代理申請が可能となります。なお、委任状を提出する場合には、届出受領証等は確認しません。
保育所・学童保育所への送迎		○	保健福祉課	0265-88-3001	申請者(保護者)の申出が必要。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	住民税務課	0265-88-3001	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。
職員の福利厚生等		○	総務課	0265-88-3001	休暇等に関しては通常提示は求めていないが、必要であれば提示を求める。